

(抄訳)

### AIG、2011年第1四半期における、 チャーティスの異常災害損失暫定予測を公表

ニューヨーク、2011年3月18日 アメリカン・インターナショナル・グループ（「AIG」）は、本日、損害保険事業部門であるチャーティスの税引き前保険損失の暫定予測を公表しました。2011年第1四半期における未収再保険金も含めた影響額は、2010年12月31日時点でのAIGの株主資本の1.1%にあたる税引き前で10億ドル、税引き後で9億ドルとなり、その中には、日本で起きた地震、それに伴う津波の発生など様々な災害の影響による税引き前保険損失7億ドルが含まれています。今回の暫定予測には、AIGの日本での損害保険事業のうち、後述する日本地震再保険株式会社（「JERC」）に地震保険契約の再保険をかけている事業の損失は含まれていません。

今回の暫定予測の中には、ニュージーランドでの地震、アメリカでの風雪害、オーストラリアの北東部での洪水、サイクロン「ヤシ」およびブラジルでの洪水など、これまでの第1四半期の間発生した災害による損失なども含まれています。

業界としても、現時点ではまだ災害の規模を計れていない状況であるため、前述の通り、今回の暫定予測には、日本で個人向けの財物の地震リスクの再保険を引き受けることを唯一認められた会社であるJERCに地震保険契約の再保険をかけているAIGの日本の損害保険事業の損失は含まれていません。日本の法定の会計手法に従って、AIGの日本の損害保険事業は、個人住宅に対する地震損害に関連する将来的な保険金請求に備えるために異常危険準備金として約5億ドルを積み立て、その大部分を預託金としてJERCに預託しています。個人住宅に対する地震損害による保険金の支払いは、これらの積み立てた預託金から支払われるため、事業の流動性への影響は軽減されます。

米国会計基準においては、異常危険準備金を災害の発生前に積み立てることができません。AIGが54.66パーセントの株式を保有する連結対象会社である富士火災海上保険株式会社に対する保険金支払い請求分も含めて、AIGの日本の損害保険事業が、個人向け家計地震保険について、今回の地震災害に関連して生じる保険金支払い請求により負担する米国会計基準上の税引き前損失は、最大で約5.75億ドルとなります。

AIGの社長兼CEOのロバート・H・ベンモシエは次のようにコメントしました。「私たちにとっての最優先事項は、これらの災害の被害にあったお客さまと従業員をサポートすることです。被災した地域の皆さまが、余震、電力不足、燃料不足など、引き続き困難な状況が続いている日本において、私たちはお客さまと共に働き、これから日本で起こる事象をモニターし続けたいと考えています。震災が発生して以来不休で稼働している、損害サービス部門およびカスタマー・サービス部門の卓越した尽力により、私たちは、業務を大きく推進させることができています。また、私たちは、特に被害が大きかった被災地域への救援物資の輸送に積極的に取り組んでいます。

このたびの日本における災害は、人々、その住まいや生活基盤、そして日本の内外におけるビジネスにも影響を及ぼしました。私たちの業界も今回の災害の複雑な影響の規模を計るのに大変苦労しており、その規模が分かるにはしばらく時間がかかりそうです。

結果として、今回の暫定損失予測は、2011年第一四半期中に事態が進展する中で、個人住宅に対する地震災害に伴うJERCからの事業損失が明らかになり、またその

他の情報が収集されるに応じて変動します。私たちの暫定予測は、現状において、私たちの保険契約による補償範囲と AIG および関係会社がかけている再保険契約をもとにして想定したものです。」

# # #

本プレスリリースには、1995 年私募証券訴訟改革法 (Private Securities Litigation Reform Act of 1995) において意味するところの「将来の見通しに関する記述」が含まれています。かかる記述は、将来における事象に関する AIG の考えを反映しており、AIG の予測に基づいています。かかる記述は、リスクおよび不確実性にさらされています。米国の証券法が要求する重要な情報の開示につき AIG が引続き負う義務を除き、AIG は将来の見通しに関する記述につき、本プレスリリースの日付以降に生じた事象および状況を反映させるために新たな情報を提供する予定はありません。